

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名: 丹波市立青垣パラグライダー練習場】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	本施設は、合併前から兵庫県の所有地を無償借地して、初級用パラグライダー練習場として整備し、パラグライダーをはじめとするスカイスポーツの振興を図っているものであり、公の施設として管理し、指定管理制度の導入は可能である。
		②公平性及び公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	スカイスポーツの性質上、危険を伴うことから、専門知識や技能をもつ民間事業者等による指定管理を継続することがふさわしく同種の事業者が存在するため、指定管理の導入が可能である。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	民間事業者等の有するノウハウを活用し、また近隣の上級用フライト場と連携活用するなど、創意工夫により、利用料金により運営を行うことができる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	○		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) ・指定管理者制度の導入が適当と認める。	○		(見直し等の場合、時期について記載)

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名：丹波市市民プラザ】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	丹波市市民プラザは、市民が主体となったまちづくりの促進に資する拠点として、市が進める地域づくり事業や市民活動の振興に寄与しており、公共施設として管理運営すべき施設である。また、施設の業務内容及び設置目的から、指定管理施設として、管理すべき施設である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している市内の民間事業者等が存在する。	○	○	特定非営利活動法人丹波ひとまち支援機構は、基本計画に基づき丹波市民により設立された新法人である。同法人は、市民活動団体や地域づくり団体との信頼関係性も構築され与信度も高い。また、市民活動の中間支援を行いながら市民プラザの運営に携わる意向のある事業者は、特定非営利活動法人丹波ひとまち支援機構以外にいない。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる市内の民間事業者等が存在する。	○		
		③市内の民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	民間事業者が運営することで、より先駆的かつ専門的な活動支援が行える。また、行政が直接管理運営するより人件費が抑えられるため、民間事業者による運営の方が費用対効果が大きい。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) ・指定管理者制度の導入が適当と認める。	○		(見直し等の場合、時期について記載)

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立丹波いっぷく茶屋】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	市民及びその他の利用者に観光情報及び特産品情報の発信並びに物産の販売等を行うことにより、丹波市の活性化及び観光の振興に繋がるため、指定管理者制度の導入が必要である。
		②公平性及び公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	民間事業者において利用者のニーズにあった事業の取組並びにサービスを安定的・継続的に提供することができる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	民間事業者によるノウハウを活用し、専門的な各分野をとりまとめ、運営を行うことで費用対効果が期待できる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	○		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) ・指定管理者制度の導入が適当と認める。		○	(見直し等の場合、時期について記載)

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立ゆりやまスカイパーク】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	住民の福祉の向上、観光振興、都市と農村の交流活動等地域活性化の拠点を目的として設置された施設であるため、指定管理者制度の導入が必要である。
		②公平性及び公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	民間事業者において利用者のニーズにあった事業の取組並びにサービスを安定的・継続的に提供することができる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	民間事業者によるノウハウを活用し、専門的な各分野をとりまとめ、運営を行うことで費用対効果が期待できる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	△		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) ・指定管理者制度の導入が適当と認める。		○	(見直し等の場合、時期について記載)

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市福祉センター】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	本施設は市民の福祉の向上及び地域福祉活動を促進をはかるため設置されており、公共施設として管理すべき施設である。また、法令等の制限が特段定められていないため、指定管理者の導入が可能である。
		②公平性及び公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	他市においても、社会福祉協議会や社会福祉法人等が指定管理者を担っており、民間事業者による継続した事業運営が可能である。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	指定管理業務を導入することで、複数年を安定した経費で事業運営が行える。また、民間事業者が運営することで、より利用者に即したサービスが提供でき、自主事業との相乗効果により、利用者も増やすことができる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) ・指定管理者制度の導入が適当と認める。		○	(見直し等の場合、時期について記載)